

2021年9月

お客様各位

## 鑑定評価書への押印廃止について

平素よりご高配を賜り心より感謝申し上げます。

さて、今般不動産鑑定評価に関する法律等が改正され、2021年9月1日以降、不動産鑑定士による鑑定評価書への押印義務が廃止されました。弊社におきましても法令と押印・書面交付等を求める手続きの見直しの趣旨に鑑み、すでに不動産鑑定士の押印は廃止しているところです。それと同時に鑑定評価書の表題部における不動産鑑定業者としての押印に関しましても、もともと法律の規定にないことを踏まえ廃止することとさせていただく方針です。

なお、不動産鑑定士の署名は従来通り行うこととなります。また、電子署名による成果品に関しましても変更はございません。

ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

株式会社 谷澤総合鑑定所  
代表取締役社長 川藤 等